

臨時会

平成 24 年第 2 回臨時会が 4 月 24 日に開催されました。

中学校用地と建物を 1億3000万円で取得

中学校統合に伴う新たな設置場所として学校法人九州工業技術専門学校（大字小牧）が所有する土地及び建物を取得する議案や補正予算専決処分承認など9議案を審議し、いずれも可決・承認されました。

財産の取得

（賛成10反対2で可決）

一、財産の表示

・土地

大字小牧字小清水

1314番地2外18筆

4万1452・67㎡

・建物

大字小牧字伊予谷

2122番地1外6棟

二、取得価格

・土地2706万5千円

・建物1億293万5千円

三、契約の相手方

直方市大字山部751

学校法人

九州工業技術専門学校

理事長 宮本 和男



▲学校法人九州工業技術専門学校全景

補正予算

○平成24年度一般会計補正予算
（全員賛成で可決）

専決処分の承認

○ 税条例の一部を改正する条例
（全員賛成で承認）

○ 国民健康保険条例の一部を改正する条例
（全員賛成で承認）

○ 平成23年度一般会計補正予算
（全員賛成で承認）

○ 平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算
（全員賛成で承認）

○ 平成23年度流域関連公共下水道事業特別会計補正予算
（全員賛成で承認）

○ 平成23年度かんがい施設維持管理運営特別会計補正予算
（全員賛成で承認）

○ 平成23年度谷山池パイプライン水利施設維持管理運営特別会計補正予算
（全員賛成で承認）

質疑・答弁から

〓 町長から提出された議案についての疑問点を質問〓

専決処分の承認

（平成23年度一般会計補正予算）

〓 専決処分の承認
（平成23年度一般会計補正予算）
〓 ということは、平成23年度で言えば会計が良くなったということか。

問 財政調整基金を2億3000万円程積み立てていますが、最終的な残額は幾らになるのか。

答 平成23年度財政調整基金の残額は9億6574万9千円になります。

問 乳幼児医療対策費とひとり親家庭等医療対策費で1千万円程度の減額となっておりますが、主な理由は。

答 冬季のインフルエンザ等による医療費の増大を見込んでいましたが、実績が見込額を下回ったため、今回不用額として調整しています。

問 約2億3千万円を財政調整基金に繰入れたと

〓 平成23年度におきましては、市町村振興基金から1億円、町村会から1千万円の交付金がありましたので、そういうものを合わせて3億2千万円程度の財源が浮いたという形になっておりますので、平成23年度の財政状況が大きく好転したということはありません。

問 年少扶養控除の廃止等で色々な負担増が既に始まっています。町民生活が豊かになるような予算の組替えをさせていただきたいと思うが。

答 確かに予算の編成上は好転しています。できる限りそういう方向では努力していきたいと思っています。

平成24年度
一般会計補正予算

議会で審議していただく
と町長が説明されたと思
うが。

ただいています。
当初予算によれば財
源の内訳が全て地方債を
充てるようになっていま
したが、4月に国庫補助
の申請を行うことになれ
ば当然町の負担も発生し
てくると思いますので、
財源の内訳をどのように
確保されるのか。

ヒアリングの中で適債性
があるという判断をいた
だいていますので、財源
の確保はできると考えて
います。また、予算執行
につきましては、平成25
年3月21日までに本登記
を完了しない限りは予算
の執行はできませんので
具体的には本年度末に予
算の執行になるかと思
います。

の計画を実施していくよ
うに考えています。
問 実施計画と基本計画
の間に食い違いが生じた
り、短期間のうちに急い
で計画した感じがしま
す。住民の方たちに、も
う一度意見を聞く機会を
設けてはどうか。

反対討論

中学校の統合整備
基本計画の承認や実
施計画案の承認を教
育委員会で同じ日に
行い、一般住民の参
加もなく一日だけの
審議では馴れ合い審
議そのもので、町民
不在の中学校統合格
転を進めていると言
わざるを得ません。

また財産の取得に
要する財源の手当て
についても、未だに
全く不透明で、町単
独の支出額の目途
がつかっていない中
で、闇雲に財産の取
得を承認することは、
チェック機関として
の議会の役割を果た
せません。

よって、財産の取
得について反対いた
します。

(岡崎 邦博)

問 今回、子ども手当か
ら児童手当に変更になっ
たことで、町の負担が
どれくらい増えるのか。
答 町の負担としては
400万円程度増加いた
します。

財産の取得
(中学校統合に伴う
土地及び建物の取得)

問 4月18日付けで売買
契約を交わしているの
であれば、本日の議会で
何を審査するのか。

答 契約書の第16条に本
契約の効力発生時が定め
られています。この契約

は議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得、ま
た処分に関する条例の規
定による議会の議決が
あった旨を町が相手方の
法人に通知した時にこの
契約の効力が生じること
となっています。

問 契約を交わすために

問 実施計画を提出され
ていますが、いつ、どな
たたちが協議され今回提
出されたのか。また、こ
の実施計画を策定する基
になる計画が当然あった
と思うが。

答 実施計画につきまし
ては、4月20日の教育委
員会で審議していただき
承認をいただいています。
また、この計画の基
になるものにつきまして
は、3月の定例会に提出
いたしました統合の整備
計画、基本計画を先に審
議していただき承認をい

ただいています。
当初予算によれば財
源の内訳が全て地方債を
充てるようになっていま
したが、4月に国庫補助
の申請を行うことになれ
ば当然町の負担も発生し
てくると思いますので、
財源の内訳をどのように
確保されるのか。

問 3月議会で資料とし
てお示しをしています
が、教育委員の皆さんに
も事前に資料をお渡しを
し、説明も行っていま
す。先ほどの質問で言われ
ましたように実施計画に基
づきまして、住民の皆さ
んの意見、学校関係者の
意見を取り入れながらこ